

## (2) 伝統的な里山・里海環境の保全・再生

### ○伝統的な里山・里海の土地環境のモザイク構造の保全

伝統的な里山・里海は、長い人間活動のなかにあつて、その土地本来の生物多様性を保持しつつ持続的生活・生業が営まれてきた。そしてこの自然における人々の利用・管理についてはむしろ生物多様性を増加させる状況もあった。この状況は、里山・里海の多様な土地環境のモザイク構造と大きくかかわる。すなわちこれは自然界の様々な遷移段階で出現する生物多様性の配置を空間構造に変換した結果となっており、人為における遷移構造の時間軸から空間軸への変換が種および群落・群集の多様性の増大、さらには農林漁業における生産の質的、量的な向上をもたらしているのである。この里山・里海におけるモザイク構造の保全・再生は生物多様性の保全・再生の基本である。

### ○里山と里海の生物環境のつながりの保全・再生

多くの動植物にとって、その生息・生育環境は広範囲また複数の土地環境にまたがる。サケのように川で産卵・孵化して海で成長するものから、反対にウナギのように海で産卵・孵化し川で成長する種も多い。近年では、道路の建設や河川・海岸の治水対策、水田の土地改良等人工構造物による生物環境の連続性を損なう状況が多く、これは生物多様性劣化の原因になっている。里海・里山の土地利用のモザイクレベルから、山から川、海に至るランドスケープレベルに至る生物環境のつながりの保全・再生対策が必要である。

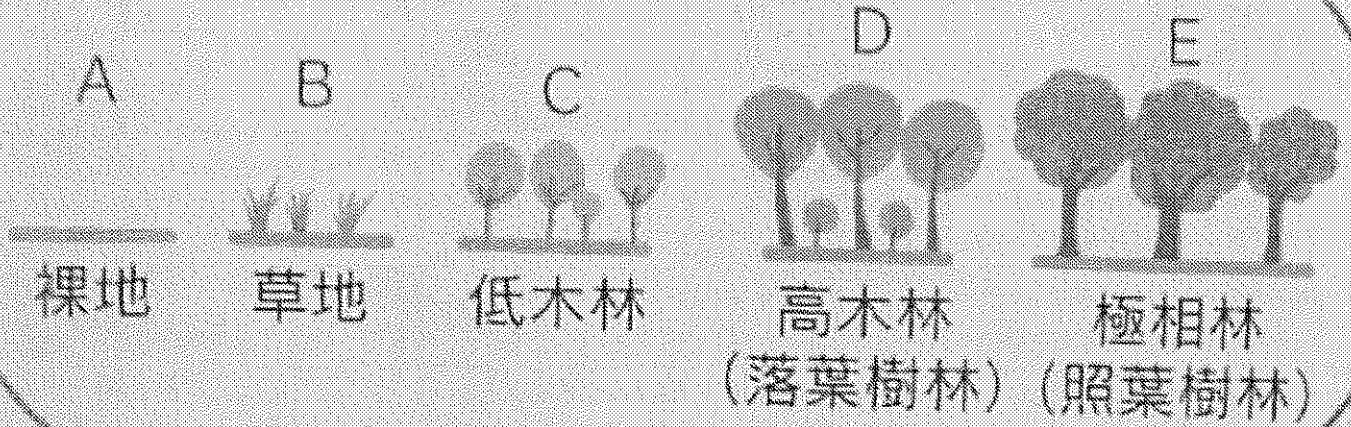
### ○里山・里海の自然環境に依存する生物の保護・増殖

二次的自然環境であるが土地環境の多様性と連続性を備える里山・里海に依存する野生種は多い。また、そこで伝えられてきた作物等や栽培・養殖の品種も多い。しかし、経済効率から取り残された里山・里海の変貌は、その環境に依存してきた多くの生物の存続に大きな危機もたらしている。これらの野生種・品種の保護・増殖については、生息・生育現場での保護・増殖のほか、試験地等屋内外の施設による保護・増殖が重要であり、その実施については現場の地権者や試験研究機関や博物館、大学等の専門機関との連携が必要である。

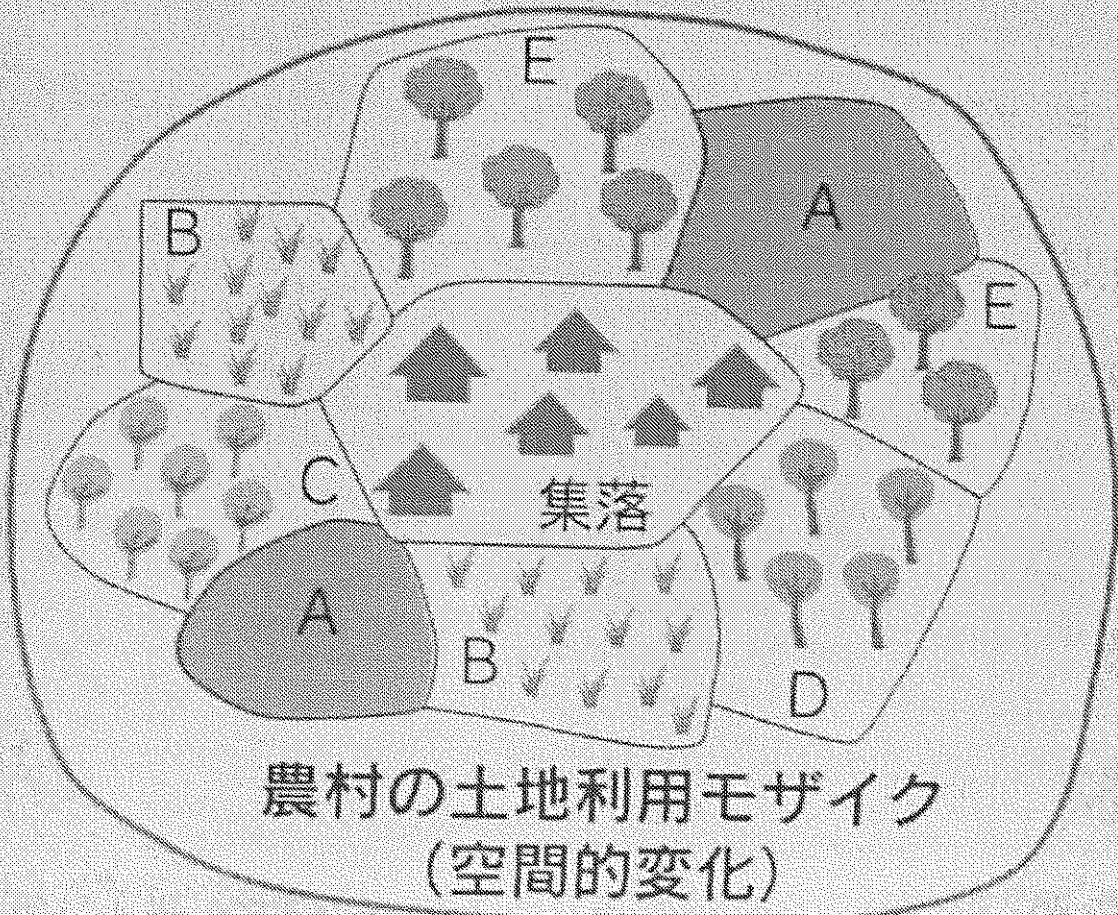
### ○農林漁業者の知恵と経験からの学びと継承

里山・里海の保全・再生に際しては、新たな手法の検討・開発が必要である一方、その管理活用についての伝統的な技術が重要になる。これは、各土地の自然環境等と結びついた生活・生業のなかでの農林漁業者の知恵や工夫、そして多くの経験に基づくもので、そのような現場有識者からの学びと継承が重要である。また、その保全・再生の際には多くの人々とのかわりが求められるが、その場合においては農林漁業者の指導的立場での対応が求められる。

# 植物群落の遷移 (時間的变化)



人間による ↓ 自然の制御



群落遷移と里山モザイク構造

### ○水源域の保全と湧水地の保護

中小河川の源流域には、多くの湧水地や泉が存在するが、その周辺には里山林や谷津田として利用されている場合が多い。近年そのような場所は、農林業の経済効率の面等から取り残され、放置されて荒れ野状態の所も多くなっている。この状態は、地形浸食のみならず、産業廃棄物の不法投棄を誘因している状況もみられるが、これは流域全体の水環境や海的环境にも悪影響する。水源域と湧水地の自然環境およびそこに生息・生育する野生生物の生息・生育環境等の観点から保護区域指定等の措置が必要である。

### ○谷津田・棚田等伝統的水田及び稲作手法の保全・再生

房総地域に特有な谷津田や棚田等伝統水田とその稲作手法は、米生産としての機能に留まらず、豊かな水辺環境として多くの生物を生育・生息させ、美しい景観や文化も育んできた。しかし、農業生産効率の問題で休耕化が進行し、それは生物多様性の衰退をまねいている。そのような水田環境に依存する生物をはじめかつての伝統的農法に培われて稲品種の保護のためにはこの伝統的水田環境及び稲作手法の保全・再生は必要不可欠であり、これを実践できる農地及び農業者の確保とその支援体制の整備が必要である。

### ○雑木林・人工林・社寺林等の里山林の保全・活用

里山では多様な森林がみられる。土地に根ざした種構成を基に伐採や林床管理等の人為によって維持管理されてきた雑木林、林木生産のため目的の樹種を植栽した人工林、また社寺周辺の人為の影響のない自然性の高い社寺林等、それぞれに成因が異なる森林は、多様な動植物の生息・生育環境になっている。このような里山林の生物多様性は、林木生産をはじめ、肥料や燃料、山菜・キノコのほか様々な生活資源として利活用されていた。

里山林の保全・再生には伐採や下刈り等の人為管理が必要であるが、生活資源としての生物多様性の利用とともにレクリエーションや体験学習の場としての活用を進めなければならない。その際には、保全・活用の参加者と地権者との調整が必要不可欠であるが、千葉県<sup>1</sup>の里山条例に基づく「里山活動協定」の活用の促進とその体制強化が必要である。

### ○茅場・採草地等の草地の保全・再生

屋根茅や飼料・燃料のかつての生活資源の調達の間であった草地には、陽当たりの良い環境を好む多様な動植物が生息・生育していた。草地は人為的な刈取りや火入れ管理等で維持されていたところがほとんどである。しかし、近年の草地管理作業の衰退は群落遷移をきたし、かつての草地は低木林や森林に移行しているところが多い。草地環境とそこに生息・生育する動植物の保全・再生には、かつての維持管理作業の復活が必要となる。